

豊川市監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年2月18日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	小	林琢生

別 紙

監査結果に基づく措置通知書（健康福祉部福祉課）

監査実施期間 平成25年10月4日から
平成25年11月5日まで

豊川市監査公表第1号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 生活保護費のうち資金前渡員の口座から口座振替で支給しているものについては、公金事故を未然に防ぐためにも、会計管理者が指定金融機関に通知して行う通常の口座振替による支払方法に改善されたい。</p>	<p>1 生活保護費のうち資金前渡員の口座から口座振替で支給しているものについては、平成26年1月支給分より、会計管理者が指定金融機関に通知して行う通常の口座振替による支払方法に変更した。</p>

(注) 上表の措置状況は、平成26年1月16日現在のものである。